

平成27年第4回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成27年11月30日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	14番 阿部雅志
15番 岩本雅雄	16番 出口治男
17番 香西和好	18番 原田定信
19番 三浦三一	20番 稻岡正一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

3番 川人敏男	4番 檜原伸
---------	--------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎國勝	副市長 藤井正助
政策監 市原俊明	教育長 坂東英司
企画総務部長 町田寿人	市民部長 瀬尾勇雄
健康福祉部長 高島輝人	産業経済部長 天満仁
建設部長 友行義博	教育次長 吉田一夫
教育次長 高田稔	企画総務部次長 後藤啓
市民部次長 三浦康雄	健康福祉部次長 安丸学
産業経済部次長 阿部芳郎	建設部次長 大野芳行
吉野支所長 大塚洋一	土成支所長 郡久美子
阿波支所長 秋山雅彦	会計管理者 三木利彦
財政課長 石川久	水道課長 塩田英司
農業委員会局長 妹尾明	監査事務局長 那須啓介

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 坂 東 重 夫

事務局主幹 野 崎 順 子

事務局主査 谷 あけ美

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 6 4 号 平成 2 7 年度阿波市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 5 議案第 6 5 号 平成 2 7 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 6 議案第 6 6 号 平成 2 7 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 7 議案第 6 7 号 阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 8 号 阿波市ふるさと創生基金条例の廃止について
- 日程第 9 議案第 6 9 号 阿波市市庁舎建設基金条例の廃止について
- 日程第 1 0 議案第 7 0 号 阿波市税条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 7 1 号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 7 2 号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議案第 7 3 号 阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 7 4 号 阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 7 5 号 土成健康センターの指定管理者の指定について
- 日程第 1 6 議案第 7 6 号 土成地域資源活力工房の指定管理者の指定について
- 日程第 1 7 議案第 7 7 号 阿波市立阿波図書館の指定管理者の指定について
- 日程第 1 8 議案第 7 8 号 阿波市立市場図書館及び阿波市立市場歴史民俗資料館の指定管理者の指定について
- 日程第 1 9 議案第 7 9 号 阿波市立土成図書館及び阿波市立土成中央公民館の指定管

### 理者の指定について

- 日程第 2 0 議案第 8 0 号 阿波市立吉野笠井図書館の指定管理者の指定について
- 日程第 2 1 議案第 8 1 号 一条放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 2 2 議案第 8 2 号 柿原放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 2 3 議案第 8 3 号 土成放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 2 4 議案第 8 4 号 八幡放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 議案第 8 5 号 市場放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 2 6 議案第 8 6 号 大俣放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 8 7 号 久勝放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 8 8 号 伊沢放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 8 9 号 林放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 9 0 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

午前10時00分 開会

○議長（木村松雄君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから平成27年第4回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、議員研修についてご報告申し上げます。

11月9日、本市大会議室において第10回徳島県西部市議会連絡協議会議員研修会を開催いたしました。研修会には、吉野川市、美馬市、三好市、本市の各議会から81名の皆さんにご参加をいただき、龍谷大学政策学部土山教授による「質問力を高める、議会力に活かす」と題した講演会を拝聴し、今後の議会活動の有意義な研修となりました。

また、11月12日から13日には、総務常任委員会が鳥取方面で若者定住施策について、文教厚生常任委員会が岡山方面において子育て支援施策及び包括ケアシステムについてそれぞれ行政視察研修を行いました。

次に、議会関係では、第2回議会改革検討協議会を10月14日に開催し、翌月11月16日には第3回目を開催し、検討協議を重ねております。

次に、議長会関係会議の概要をご報告申し上げます。

10月1日、三好市において第151回徳島県市議会議長会定期総会が開催され、副議長と出席し、総会では各種報告の後、本市提出議題の高齢者虐待防止対策等への支援について、樫原賢二副議長が説明をいたしました。

次に、10月9日、松山市で開催された第66回四国市議会議長会理事会に出席いたしました。

また、11月10日、東京都都市センターホテルで開催された全国市議会議長会第99回評議員会に出席し、部会提出議案17件、会長提出議案3件について審議、採決をいたしました。

次に、11月18日から19日、福島市で全国市議会議長会研究フォーラムがあり、副議長と出席いたしました。1日目は、基調講演の後、パネルディスカッションがあり、震災復興・地方創生の課題と自治体の役割について、パネリストの意見を拝聴いたしました。2日目は、「震災復興と議会について」と題し、陸前高田市など3市から事例報告がありました。

次に、組合関係についてご報告申し上げます。

10月19日に徳島中央広域連合定例会、10月21日に阿北特別養護老人ホーム組合、阿北環境整備組合、阿北火葬場管理組合の阿北3組合議会、11月24日に中央広域環境施設組合定例会、翌日の25日に徳島中央広域連合臨時会が開催され、各関係議員とともに出席いたしました。

次に、各種会合についてご報告申し上げます。

9月27日に阿波市社会福祉大会、28日に徳島駅伝阿波市選手強化委員会総会、10月10日にやねこじき出展作品審査会、11日に阿波市10周年記念文化祭展覧会、16日に阿波市老人体育大会、17日に阿波市少年柔道大会、24日に阿波市フェスタ、11月1日に徳島県少年野球連盟阿波大会、3日に阿波市婦人団体連合会運動会、8日に阿波市人権フェスティバル、14日には上板町農村環境改善センターにおいて上板町町制60周年記念式典が開催され、出席いたしました。

以上の件の詳細については、議会事務局に関係書類を保管していますので、ご高覧ください。

次に、監査委員から、平成27年8月、9月、10月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されています。関係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、8月25日より11月20日に開催された議会運営委員会までに受理いたしました陳情書については、既に配付のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告しておきます。

諸般の報告は以上のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（木村松雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、3番川人敏男君、4番樫原伸君の両名を指名いたします。

~~~~~

## 日程第2 会期の決定について

○議長（木村松雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、11月20日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長報告を求めます。

原田議会運営委員長。

○議会運営委員長（原田定信君） おはようございます。

議長より指名がございましたので、議会運営委員会の協議の結果について報告を申し上げます。

平成27年第4回阿波市議会定例会の運営協議のため、11月20日午前10時から委員会室において、正副議長及び委員7名、理事者側から市長、副市長、政策監、企画総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日11月30日から12月22日までの23日間に決定をいたしました。

議事日程については、既に配付をしてあります日割り表のとおり、本日は行政報告、提出議案の説明を予定しており、散会後は全員協議会を予定しております。

12月9日は、本会議は午前10時に開会いたしまして代表質問、一般質問を予定しており、12月10日も午前10時に開会し、12月11日も午前10時に開会し一般質問、その後、議案に対しての質疑、各委員会へ付託を予定しております。散会後には、公営施設民営化特別委員会を予定しております。

次に、12月14日午前10時から総務常任委員会、12月15日午前10時から文教厚生常任委員会、12月16日は午前10時から産業建設常任委員会を予定しております。

次に、12月22日は午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定しております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締め切りは、明日12月1日の正午となっております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願いいたしまして、報告といたします。

以上。

○議長（木村松雄君） 委員長報告は終わりました。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から12月22日までの23日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木村松雄君） 異議なしと認めます。よって、会期を本日から12月22日までの23日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（木村松雄君） 次に、日程第3、行政報告を市長に求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） おはようございます。

本日は、平成27年第4回阿波市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。また、日ごろは市行政全般にわたり、格別のご支援、ご協力を賜りまして、心から厚くお礼申し上げます。

それでは、開会に当たり、市政の重要課題等についてご報告申し上げます。

最初に、阿波市制施行10周年記念事業、阿波市フェスタの開催についてであります。

去る10月24日、25日の両日にわたり、阿波市庁舎、アエルワにおいて、阿波市制施行10周年を記念し開催しました阿波市フェスタには、飯泉徳島県知事、有松文化庁次長、また市議会議員を初め、市内外から約9,000人の方々にご来場をいただくなど、盛大に開催できたところであります。

とくしま記念オーケストラのプロの演奏家に加え、市内中学校の音楽部員54名が5月から練習を重ねて準備してきた阿波ジュニアオーケストラとの共演による、心のこもったオープニング演奏は、当日来場された方々に深い感銘を与えるとともに、子どもたちにとっても貴重な思い出となり、大きな自信につながったものと考えております。

また、徳島県との共催により、日本で初めて開催となりました「青のシンフォニー」と題した4Kプロジェクションマッピングコンサートでは、これまで体験したことのない光と音の饗演に大きな驚きと感動を来場した皆様に、鮮明な中継映像をアスティとくしまでごらんになられた方々にも体感していただきました。

さらに、他市においては例のない試みとして、市庁舎を市民に開放し、吉野川高校生による押し花体験、四国大学生による書道体験を初め、市民団体による販売ブースにも多く

の方々が訪れていただくとともに、庁舎周辺では市内の小学生が、阿波オープンガーデンクラブの方々の指導により6月から丹精込めて育てた、色とりどりの花が飾られ、また市内産の野菜販売コーナーでは、キッズソムリエの子どもたちの協力により、阿波市産野菜の魅力を大いに知っていただくなど、まさに単なる市役所ではなく、阿波「市民」役所として、来場者の心に安らぎの空間を提供できたものと考えております。

この阿波市フェスタにつきましては、市議会議員の皆様を初め、関係団体、市民の皆様に参加とご協力により、市民参画による記念事業として盛大に開催できましたことに対しまして大変感謝申し上げます。

次に、阿波市総合防災訓練及び阿波市防災フェスタについてであります。

去る11月15日に、市役所及びアエルワにおいて阿波市総合防災訓練及び阿波市防災フェスタを開催いたしました。

今回は、新庁舎完成後初めての訓練となることから、これまでの阿波市総合防災訓練をさらに発展させ、市民が防災について考え、体験できる一日となるよう開催したところであります。午前に行った総合防災訓練では、庁舎内に新しく設けた災害対策本部と関係機関、災害現場の情報連携を主眼とした、より実践的な訓練のほか、防災拠点となるアエルワにおける物資の搬入・搬出訓練も実施し、防災関係機関相互の連携体制や検討課題について確認したところであります。また、午後からは、市民の皆様が防災に対する意識をより高めることを目的に、関係機関のご協力をいただき、初めての開催となる阿波市防災フェスタを開催いたしましたところ、陸上自衛隊第14音楽隊によるコンサートを初め、ドローンの飛行展示、陸上自衛隊・警察・消防車両の展示等に多くの市民の方々にご来場をいただいたところであります。さらに、防災士会の協力により実施いたしました倒壊家屋対応訓練には、私も、小さな子どもさんと一緒に、倒壊した瓦れきを取り除く訓練に参加いたしました。小さいころからこうした訓練に参加していただき、災害に対応するためのさまざまな体験を通して自助・共助の大切さを知っていただき、将来の阿波市の防災の担い手となっていただける、意義ある総合防災訓練・阿波防災フェスタになったものと考えております。

今後、この訓練で明らかとなった課題について、関係機関と連携しながら検討し、全ての市民の防災意識のさらなる向上に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、ご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

次に、阿波市小・中・高合同音楽祭についてであります。



去る11月1日、アエルワにおきまして市内の小学校・中学校・高校音楽部員による合同音楽祭を開催したところであります。

小学生から高校生による、日ごろの練習の成果があらわれたすばらしい演奏に、多くの来場者の方々から惜しめない拍手を送られたところであります。今回、初の試みとして、小学校、中学校、さらには高校という世代の異なる児童・生徒たちが、アエルワで演奏するために日々練習に取り組まれた成果を存分に発揮していただくとともに、幅広い世代の仲間たちとの交流を図り、音楽を通じた友情の輪を広げていただいたものと感じております。さらに、ご来場いただきました皆様には、阿波市の子どもたちが一生懸命奏でる音楽に大きな感動を受け、音楽が持つ、世代も言葉も超え心を動かし、人と人を結びつける力により、いつまでも私たちの心に深く刻まれたものと考えております。この合同音楽祭を契機として、アエルワを活用した音楽文化がより一層阿波市民へ広がるよう期待しているところであります。

次に、阿波市社会福祉大会についてであります。

去る9月27日、アエルワにおきまして阿波市社会福祉協議会との共催による第11回阿波市社会福祉大会を開催いたしました。

大会では、多年にわたり本市の社会福祉の発展に貢献された方々の表彰とともに、多くの福祉関係者の参加のもと、ダイヤモンド婚、金婚を迎えられました104組のご夫婦にお祝いを申し上げ、記念品を贈呈したほか、「笑い与健康」をテーマとした記念講演など、地域一丸となった福祉のまちづくりのため、きずなを深めたところであります。

次に、阿波市高齢者交通安全大会プラスについてであります。

近年、高齢者の交通事故死者数は全体の半数以上を占めており、その減少が強く求められているところであります。また、近年大きな社会問題となっております振り込め詐欺を初めとする特殊詐欺の被害件数が増加し、阿波市におきましても、このような事例が増加しているところであります。このようなことから、9月30日、アエルワにおいて阿波市高齢者交通安全大会プラスを吉野川警察署等との共催により開催いたしました。

高齢者の交通事故防止、振り込め詐欺防止について、最新のシミュレーター体験、演劇などを通じて呼びかけ、参加された高齢者の方とともに交通安全宣言を行うなど、高齢者が安心・安全に暮らせる阿波市づくりに向け、有意義な大会になったものと考えているところであります。

次に、人権フェスティバルについてであります。

去る11月8日、土成歴史館におきまして阿波市人権フェスティバルを開催したところ  
であります。基本的人権の尊重とその擁護について正しい理解を深めるとともに、広く人  
権尊重意識の普及と高揚を目的とし、また障がい者ふれあいフェスタとの合同開催とし  
て、人権講演会、人権ライブ、障害者との交流会等を通じて、多くの方にみずからの人権  
意識を見詰め直すよい機会になったものと考えているところであります。今後、阿波市が  
豊かで平和な社会を築き、誰もが人権を尊重し合えるように、継続的、効果的に人権問題  
学習の機会を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力賜りますようお  
願い申し上げます。

次に、乳幼児等医療費助成についてであります。

現在、小学校修了までの子どもを助成対象としております乳幼児等医療費助成につきま  
しては、先月策定いたしました「輝く阿波市 煌めく未来・阿波市総合戦略」に位置づけ  
た子育て支援の一環といたしまして、新たに名称を「あわっ子はぐくみ医療費」として、  
来年4月から対象年齢を中学校修了まで拡大したいと考えておりますので、今議会に条例  
改正案を提案しているところであります。今後、放課後児童クラブの充実などとあわせ、  
切れ目のない子育て支援の強化を図ることにより、子育てするなら阿波市の実現に努めて  
まいりたいと考えております。

次に、行政関係機関への要望等についてご報告申し上げます。

去る9月30日、徳島市におきまして徳島県四国新幹線導入促進期成会の設立総会が開  
催されました。設立総会では、経済団体のトップや市町村長ら71名が出席し、官民連携  
のもと、国土交通省や県選出国會議員への要望活動を行うとともに、県内を初め、広く機  
運の醸成を図り、これまで以上に地域の熱を高めて、県民が一丸となって、四国新幹線の  
早期実現に向け取り組むこととしたところであります。

次に、徳島県市長会議についてであります。

去る10月6日、徳島市において第116回徳島県市長会議が開催され、徳島県への要  
望事項として、阿波市から要望しておりました防災・減災対策の充実強化について、高齢  
者福祉の充実強化についてを含む13項目を取りまとめ、11月24日に8市長が飯泉知  
事へ要望書を手渡したところであります。

次に、四国市長会議についてであります。

去る10月16日、香川県さぬき市において第139回四国市長会議が開催され、国へ  
の要望事項として、地方創生の実現に向けた財政支援等の充実強化についてなど5項目を

審議し、承認されたところであります。阿波市から要望しておりました消防ポンプ車等の消防団車両の更新や装備品等の充実が計画的に行えるよう財政支援の制度の拡充を図ることについても盛り込まれ、要望することになりました。

次に、徳島県森林協会研修会についてであります。

去る10月27日から29日までの3日間、新潟県佐渡市、新潟市におきまして徳島県森林協会役員業務研修会が開催され、離島の林業と路網整備について、自然環境保護について等の研修を行ったところであります。林業に携わる後継者不足により、自然環境をいかに保護していくことが大切か、現地研修から学んだところであります。

次に、11月4日、東京都都道府県会館におきまして21世紀・活力ある四国を目指す四国連合協議会による四国の道路整備に関する意見交換会を、国土交通省の環境安全課長をお招きし、開催するとともに、地域の生活や産業を支える道路網の整備促進について意見交換を行ったところであります。

また、翌日の11月5日には、阿波市としては、四国横断線（国道193号・主要地方道志度山川線）改良促進期成同盟会として参加し、財務省中西財務大臣政務官、官房長、道路局長にも要望を行い、また県選出の国会議員へもあわせて要望書を手渡したところであります。今回の要望については、国土強靱化と地方創生を実現するため、地方の道路整備の着実な推進について要望を行ったところであります。

次に、四国治水期成同盟連合会についてであります。

去る11月18日、19日にわたり、国土交通省へ、水災害や土砂災害が頻発、激化している現状にあることから、市民の生命や財産を守り、健康で豊かな生活環境を守ることができる社会資本整備事業について、計画的、効率的に推進するよう要望を行ったところであります。また、県選出の国会議員へも要望活動を行い、社会資本整備事業に係る予算確保をお願いしたところであります。

以上、ご報告申し上げます、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

~~~~~

日程第 4 議案第64号 平成27年度阿波市一般会計補正予算（第4号）について

日程第 5 議案第65号 平成27年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 6 議案第66号 平成27年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2

号) について

- 日程第 7 議案第 67号 阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 68号 阿波市ふるさと創生基金条例の廃止について
- 日程第 9 議案第 69号 阿波市市庁舎建設基金条例の廃止について
- 日程第 10 議案第 70号 阿波市税条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 71号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 72号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 73号 阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 74号 阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 75号 土成健康センターの指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 76号 土成地域資源活力工房の指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 77号 阿波市立阿波図書館の指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 78号 阿波市立市場図書館及び阿波市立市場歴史民俗資料館の指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 79号 阿波市立土成図書館及び阿波市立土成中央公民館の指定管理者の指定について
- 日程第 20 議案第 80号 阿波市立吉野笠井図書館の指定管理者の指定について
- 日程第 21 議案第 81号 一条放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 22 議案第 82号 柿原放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 23 議案第 83号 土成放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 24 議案第 84号 八幡放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 25 議案第 85号 市場放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 26 議案第 86号 大俣放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 27 議案第 87号 久勝放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 28 議案第 88号 伊沢放課後児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第 29 議案第 89号 林放課後児童クラブの指定管理者の指定について

### 日程第30 議案第90号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（木村松雄君） 日程第4、議案第64号平成27年度阿波市一般会計補正予算（第4号）についてから日程第30、議案第90号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてまでの計27件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、本日提案しております議案について提案理由の説明を申し上げます。

提案しております議案は、予算案件3件、条例案件8件、その他案件16件の計27件であります。

最初に、議案第64号平成27年度阿波市一般会計補正予算（第4号）については、追加補正予算額1億5,650万円であります。主なものといたしましては、選挙年齢の引き下げによる選挙管理システム改修業務委託料、とくしま明日の農林水産業づくり事業補助金などであります。

次に、議案第65号平成27年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、追加補正予算額2,036万6,000円であります。

次に、議案第66号平成27年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、追加補正予算額1,072万2,000円であります。

次に、議案第67号阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の施行に伴い、来年1月から社会保障、税、災害対策の分野で利用が開始され、利用者の負担の軽減及び事務手続の効率化を図るため、条例を制定するものであります。

次に、議案第68号阿波市ふるさと創生基金条例の廃止については、合併10周年関連事業に繰入充当することにより基金残額も少なく、類似している基金もあり、新たな積み増しもない状況から、廃止するものであります。

次に、議案第69号阿波市市庁舎建設基金条例の廃止については、市庁舎建設等の費用に充てる財源確保を図る目的として制定したものでありますが、当初の目的が達成されましたので、廃止するものであります。

次に、議案第70号阿波市税条例の一部改正について及び議案第71号阿波市国民健康

保険税条例の一部改正については、地方税法等の改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第72号阿波市介護保険条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行により、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第73号阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正については、放課後児童クラブのサービスを拡充するため、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第74号阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正については、助成対象年齢を拡大するために、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第75号土成健康センターの指定管理者の指定についてから議案第89号林放課後児童クラブの指定管理者の指定についてまでの15件については、指定管理期間が平成28年3月31日で終了することによるもの並びに新たに平成28年4月1日から指定管理者制度を導入するものについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決をお願いするものであります。

次に、議案第90号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、阿波市伊沢谷辺地における総合整備計画策定について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項に基づき、議決をお願いするものであります。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては担当部長等より説明いたしますので、十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（木村松雄君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第64号について補足説明をさせていただきます。

議案第64号平成27年度阿波市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,650万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ186億2,710万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

平成27年11月30日提出、阿波市長。

今回の補正予算（第4号）につきましては、9月補正予算成立後の状況の変化等を踏まえ、緊急的に取り組む事業や扶助費の年間見込み額の見直しや国県補助金の確定に伴い措置すべき経費などについてを計上しておりますので、よろしく申し上げます。

次に、4ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正についてであります。

追加をお願いするのは、指定管理に関する3件となっております。内容としては、来年3月に期間終了を迎える更新の主なものとして、阿波市立阿波図書館等指定管理委託料が、期間は平成28年度から平成32年度までの5カ年間で、限度額は4億3,579万7,000円、また平成28年度からの新規として、放課後児童クラブ指定管理委託料が、期間は平成28年度から平成30年度までの3カ年で、限度額は2億5,227万円となっております。

次に、その下の第3表地方債補正についてであります。

今回変更をお願いするのは、農林水産業債など2件で、合わせて5,000万円の限度額が1億4,170万円、補正後の限度額は1億3,210万円で、960万円の減額となっております。

次に、6ページ、7ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

最初に、歳入についてであります。10款地方交付税が1億7,126万6,000円の追加で69億8,594万6,000円に、15款県支出金が2,602万4,000円の追加で12億6,629万円に、18款繰入金が4,300万円の減額で12億6,655万7,000円などとなっており、補正額の合計は1億5,650万円の追加で、補正後の歳入合計は186億2,710万円となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いします。

歳出につきましては、2款総務費が1億560万1,000円の追加で23億5,65

3万4,000円に、3款民生費が6,964万7,000円の追加で66億2,413万9,000円に、10款教育費が3,876万3,000円の減額で15億4,233万9,000円となっており、補正額の合計は1億5,650万円の追加で、補正後の歳出合計額は186億2,710万円となっております。

次に、歳入歳出の詳細について説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

最初に、歳入についてであります。

10款1項1目の地方交付税が1億7,126万6,000円の追加となっており、これにつきましては普通交付税であります。

そして、一番下段の14款2項2目の総務費国庫補助金が1,000万円の追加となっており、内容につきましては、地方創生に係る地域住民生活等緊急支援のための交付金であります。

次に、12ページ、13ページをお願いします。

中段の15款2項6目農林水産業費県補助金が1,877万9,000円の追加で、主なものは、とくしま明日の農林水産業づくり補助金1,052万4,000円、多面的機能支払交付金が396万円であります。

次に、14ページ、15ページをお願いします。

中段の18款1項の基金繰入金が4,300万円の減額となっております。内容につきましては、3目一般廃棄物中間処理施設対策基金繰入金が1,300万円の減額、7目の教育施設整備基金繰入金が3,000万円の減額となっており、それぞれ今年度の事業実施にあわせて減額補正としたものであります。

次に、歳出についてであります。

18ページ、19ページをお願いします。

下ほどの2款4項1目の選挙管理委員会費が191万4,000円の追加となっており、内容につきましては、選挙権年齢の引き下げに伴う選挙管理システムの改修業務委託料となっております。

次に、20ページ、21ページをお願いします。

中段の3款1項2目の障害者福祉費が4,170万2,000円の追加となっており、この主なものは、障害児給付費に係る扶助費の増加などによる2,614万3,000円でございます。



次に、22ページ、23ページをお願いいたします。

下ほどの6款1項5目の農業振興費が1,954万1,000円の追加となっており、この主なものは、とくしま明日の農林水産業づくり事業補助金が1,337万3,000円、中山間地域等直接支払交付金が476万5,000円となっております。

次に、26ページ、27ページをお願いします。

一番下段であります、10款1項2目の教育費の事務局費が4,187万5,000円の減額で、その主な内容としては、28ページ、29ページをお願いいたします。29ページの上段の工事請負費が3,366万円の減額で、大俣小学校の屋内運動場の大規模改修工事に係るものでございます。

次に、34ページ、35ページをお願いします。

この調書につきましては、4ページの債務負担行為補正の追加に基づき作成した調書となっております。

次に、最終36ページをお願いいたします。

この地方債に関する調書は、4ページの地方債補正の変更に基づき調製したものであり、当該年度末の現在高の見込み額の合計は244億8,735万3,000円となっております。

以上、議案第64号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

(5番 松村幸治君 退場 午前10時40分)

○議長（木村松雄君） 瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） 議長の許可をいただきましたので、議案第65号について補足説明させていただきます。

議案第65号平成27年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,036万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億6,765万3,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成27年11月30日提出、阿波市長。

6、7ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

歳入につきましては、10款繰越金の補正額が2,036万6,000円の増額です。内容としましては、前年度会計実績額の確定に伴う繰越金の増額でございます。補正後の歳入合計額は55億6,765万3,000円となっています。

次に、8、9ページ、歳出についてでございます。

1款総務費の補正額が56万4,000円の増額です。この増額は、システム変更に伴う納付書等の印刷費の増によるものでございます。

続いて、3款後期高齢者支援金が1,156万9,000円の減額、4款前期高齢者納付金が64万5,000円の減額、6款介護納付金が2,909万2,000円の減額です。これら減額は、それぞれ当該年度納付額確定に伴うものでございます。

続いて、11款諸支出金が6,110万8,000円の増額です。この増額補正は、前年度の退職被保険者の療養給付費交付金確定による返還金でございます。

補正額の合計は2,036万6,000円の増額で、補正後の歳出合計額は55億6,765万3,000円となります。

以上、議案第65号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

(5番 松村幸治君 入場 午前10時44分)

○議長（木村松雄君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第66号について補足説明をさせていただきます。

議案第66号平成27年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,072万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,916万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成27年11月30日提出、阿波市長。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

3款国庫支出金が534万円の増額で11億520万2,000円に、4款支払基金交

付金が295万9,000円の増額で11億5,176万円に、5款県支出金が103万8,000円の減額で6億276万1,000円に、8款繰入金金が132万2,000円の増額で6億7,804万円でございます。この3款、4款、5款、8款につきましては、介護保険給付費の増減に伴う国や支払基金、また県、市の法定負担割合に対するそれぞれの補正額でございます。

9款繰越金につきましては213万9,000円の増額で、4,069万3,000円でございます。これにつきましては、平成26年度介護保険特別会計の決算に伴う繰越金でございます。

以上、補正額の合計は1,072万2,000円の増額で、補正後の歳入合計額は43億5,916万7,000円となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

歳出の主なものにつきましては、2款保険給付費が1,057万円の増額で41億892万円でございます。これにつきましては、居宅介護サービス給付費や高額介護サービス給付費、また特定入所者介護サービス費の増や施設介護サービス給付費の減など、各介護サービス給付費の増減のトータルによる増額分でございます。

以上、補正額の合計は1,072万2,000円の増額で、補正後の歳出合計額は43億5,916万7,000円となっております。

以上、議案第66号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いをいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第67号から議案第69号について補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第67号阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について。

阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、略称がナンバー法といいます、に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を次のように定める。

平成27年11月30日提出、阿波市長。

目的といたしましては、来年1月から社会保障、税、災害対策等の分野で個人番号の利用が開始されます。番号法では、個人番号の利用及び特定個人情報の提供を行うことのできる事務をあらかじめ法律で定められているため、法律に上げられていない事務等について利用者の負担の軽減及び事務の効率化を図るため条例で定めておく必要がございまして、今回条例制定をするものであります。

その内容といたしましては、大きく3点に分けられます。

1点目に番号法第9条に掲げられていない事務において、個人番号を利用する場合を定めます。独自利用といいます。具体的には、独自利用として4つの事務を定めます。1つ目は、阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成事務です。2つ目は、阿波市乳幼児等医療費の助成に関する医療費の助成事務でございます。3つ目が、阿波市就学援助費交付要綱による援助費の支給事務であります。4つ目は、阿波市特別支援教育就学奨励費交付要綱による就学奨励費の支給事務であります。

なお、今後4つの事務以外についても利用者の負担の軽減や事務の効率化につながると考えられるものにつきましては、独自利用事務に追加することと考えております。

2点目に、市の同一機関内で特定個人情報の授受を行う場合を定めます。これを庁内連携といいます。具体的には、1つ目として、阿波市重度心身障害者等関係事務と乳幼児等医療費助成事務の2事務がございます。

3点目に、同一地方公共団体内での他機関への特定個人情報の提供を行う場合などには、地方公共団体で使用できるものを定めます。具体的には、阿波市就学援助費交付要綱による援助費支給事務などがございます。

施行日につきましては、平成28年1月1日としております。

続きまして、議案第68号をお願いします。

議案第68号阿波市ふるさと創生基金条例の廃止について。

阿波市ふるさと創生基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成27年11月30日提出、阿波市長。

今回廃止するふるさと創生基金については、特定目的基金であり、合併10周年関連事業に繰り入れ、事業に充当することにより、今年度末の基金残額も少なくなり、類似している基金もあることや、新たに積み立てる予定もない状況となっていることから、本条例を廃止するものでございます。廃止後の対応といたしましては、財政調整基金に編入して積み立てる予定であります。

施行日は、平成28年3月31日としております。

続きまして、議案第69号をお願いします。

議案第69号阿波市市庁舎建設基金条例の廃止について。

阿波市市庁舎建設基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成27年11月30日提出、阿波市長。

今回廃止する市庁舎建設基金につきましては、特定目的基金であり、市庁舎等建設の費用に充てる財源を確保するため基金設置を目的として制定したものであり、建設事業の完了に伴い基金設置に係る当初の目的が達成されましたので、本条例を廃止するものであります。

なお、廃止後の対応といたしましては、財政調整基金に編入して積み立てる予定でございます。

なお、施行日は平成28年3月31日としております。

以上、議案第67号から議案第69号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 補足説明の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（木村松雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を続けます。

瀬尾市民部長。

○市民部長（瀬尾勇雄君） 議長の許可をいただきましたので、議案第70号について補足説明させていただきます。

議案第70号阿波市税条例の一部改正について。

阿波市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月30日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、阿波市税条例の改正を行うものです。

主な改正内容につきましては、1点目は、国税通則法及び国税徴収法が改正され、納税の猶予制度について見直しが行われ、地方税についても納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、納税者の申請に基づく猶予制度を創

設するなどの見直しをし、その際地方分権の趣旨を踏まえ、換価の猶予に係る申請期限など、一定の事項について地域の実情等に応じて条例で定めることとなり、基準について新たに規定いたしました。

2点目は、エコー、わかば、しんせいなどの紙巻きたばこ三級品のたばこ税が、これまで高齢者多く愛用し、消費が減っている現状から税率の軽減措置が置かれていましたが、平成22年度たばこ税改正後の消費の伸び、高齢者以外の使用も増加していることを踏まえ、他の製造たばこの税率との整合性を図り、もって国民の健康増進に資するため、当軽減措置が平成28年度より段階的に縮減、廃止されることになりました。

3点目は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び地方税施行規則の施行に伴う個人番号、法人番号等の地方税当局へ提出する申請書並びに申告書等への記載を規定化するものでございます。

そのほか、地方税法の所要の規制の整備が行われたことに伴い、条例の規定整備を行うものです。

施行期日につきましては、条項のずれ等の規定整備が公布の日より、番号法に関する規定の整備が平成28年1月1日より、そのほかについては平成28年4月1日施行となります。

以上、議案第70号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

続きまして、議案第71号について補足説明させていただきます。

議案第71号阿波市国民健康保険税条例の一部改正について。

阿波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月30日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、金融証券税制の改正を主とする地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、その一部が平成28年1月1日より施行されることにより、阿波市国民健康保険税条例の附則の一部を改正するものでございます。

その内容は、1点目は、上場株式等に係る配当所得の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う条例の整備です。

2点目は、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等のそれぞれ分離課税に改組したことに伴い、一般株式等としての条文の整備でございます。

3点目は、条約適用配当等に係る分離課税について、特定公社債の利子等が追加されたことに伴う条文の整備でございます。

なお、施行日については、附則第14項の改正のうち、配当所得を利子所得、配当所得及び雑所得に改める部分が平成28年1月1日から施行、そのほかについては平成29年1月1日施行でございます。

以上、議案第71号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第72号から議案第74号までの3議案につきましては健康福祉部所管の議案でございますので、一括して補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第72号をお願いします。

議案第72号阿波市介護保険条例の一部改正について。

阿波市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月30日提出、阿波市長。

この条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、介護保険条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、下から6行目でございます。「第9条第2項第1号及び第10条第2項第1号中の」とあります。これにつきましては、保険料の徴収猶予及び保険料の減免に関する申請書について及び住所に個人番号を追加するものでございます。

附則として、この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行日から施行といたします。

次に、議案第73号の補足説明をさせていただきます。

議案第73号阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について。

阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月30日提出、阿波市長。

この条例につきましては、放課後児童クラブの利用者へのサービスの拡充を図るもので

ございます。

改正内容につきましては、放課後児童クラブの開設時間を延長いたします。

第5条中、小学校の授業の休業日及び小学校の授業の休業日以外について、現行「午後6時30分まで」の開設を「午後7時まで」に改め、開設時間を30分延長いたします。

なお、附則といたしましては、施行日につきましては平成28年4月1日からの施行といたします。

次に、議案第74号の補足説明をさせていただきます。

議案第74号阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について。

阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年11月30日提出、阿波市長。

この条例につきましては、平成28年4月1日より、阿波市乳幼児等医療費助成の対象年齢を、今までの「小学校修了まで」から「中学校修了まで」に拡大し、新たに制度の名称を阿波市あわっ子はぐくみ医療助成として運用するため、阿波市乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

最初に、下から9行目をごらんください。

第2条第1項中、対象年齢を「12歳」から「15歳」に改めます。

あわせて、その上の行の第1条の目的を「保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、子どもに係る医療費の一部をその保護者に助成することにより、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする」と改めるものでございます。

また、先ほど申し上げました、次の行の第2条以降、第3条中、第4条の見出し中、また第5条から次のページの第8条中までの「乳幼児等」を「子ども」に、「乳幼児等医療費」を「あわっ子はぐくみ医療費」にそれぞれ文言を改めるものでございます。

最後に、附則といたしまして、施行期日につきましては、平成28年4月1日からの施行といたします。

また、阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中、別表第1及び別表第2中、「阿波市乳幼児等医療費」を「阿波市あわっ子はぐくみ医療費」に改めます。

また、別表第2中、「乳幼児等医療費」を「子ども医療費」に改めるものでございます。



以上、健康福祉部所管の議案第72号から議案第74号までの3議案の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第75号について補足説明をさせていただきます。

議案第75号につきましては、土成健康センターの現在の指定管理の期間が平成28年3月31日で終了するため、それに伴い、次期の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

議案第75号土成健康センターの指定管理者の指定について。

次の施設について指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出、阿波市長。

施設の名称は、土成健康センターであります。

指定管理者は、阿波市土成町吉田字梨木原1番地1、株式会社御所リゾート、代表取締役社長松野晴比古であります。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間となっております。

以上、議案第75号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 議長の許可をいただきましたので、議案第76号についての補足説明をさせていただきます。

議案第76号につきましては、土成地域資源活力工房の現在の指定管理の期間が平成28年3月31日で終了するため、それに伴い、次期の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第76号土成地域資源活力工房の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出、阿波市長。

施設の名称は、土成地域資源活力工房。

指定管理者は、阿波市土成町吉田字土取37番地1、株式会社カスタムメイド、代表取

締役佐藤泰史。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間となっております。

以上、議案第76号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木村松雄君） 吉田教育次長。

○教育次長（吉田一夫君） 議長の許可をいただきましたので、議案第77号阿波市立阿波図書館の指定管理者の指定についてから議案第80号阿波市立吉野笠井図書館の指定管理者の指定についてまでの4つの議案につきまして、一括して補足説明をさせていただきます。

市内の4つの図書館等の指定管理の期間が平成28年3月31日をもって終了いたしますので、それに伴う次期の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成27年11月30日提出、阿波市長。

施設の名称は、議案第77号が阿波市立阿波図書館、議案第78号が阿波市立市場図書館及び阿波市立市場歴史民俗資料館、議案第79号が阿波市立土成図書館及び阿波市立土成中央公民館、議案第80号が阿波市立吉野笠井図書館となっております。

指定管理者は、東京都文京区大塚3丁目1番1号、株式会社図書館流通センター、代表取締役石井昭。

指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間となっております。

以上、議案第77号から議案第80号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第81号一条放課後児童クラブの指定管理者の指定についてから議案第89号林放課後児童クラブの指定管理者の指定についてまでの9議案につきましては健康福祉部所管の議案でございますので、一括して補足説明をさせていただきます。

この議案第81号から議案第89号までの9議案につきましては、平成28年4月より新たに9施設の放課後児童クラブを阿波市放課後児童クラブとして指定管理者制度を導入

するものでございます。それに伴う指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成27年11月30日提出、阿波市長。

施設の名称につきましては、議案第81号が一条放課後児童クラブ、議案第82号が柿原放課後児童クラブ、議案第83号が土成放課後児童クラブ、議案第84号が八幡放課後児童クラブ、議案第85号が市場放課後児童クラブ、議案第86号が大俣放課後児童クラブ、議案第87号が久勝放課後児童クラブ、議案第88号が伊沢放課後児童クラブ、議案第89号が林放課後児童クラブとなっております。

指定管理者につきましては、徳島県阿波市市場町興崎北分60番地、社会福祉法人阿波市社会福祉協議会会長鈴木孝志であります。

指定の期間につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でございます。

以上、健康福祉部所管の議案第81号から議案第89号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（木村松雄君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第90号について補足説明をさせていただきます。

阿波市辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、別紙のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出、阿波市長。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の期間は3年となっております。また、この計画に基づいて実施する公共的施設の整備事業に要する経費につきましては辺地対策事業債の発行が認められており、毎年度元利償還金の80%に相当する額が地方交付税の基準財政需要額に算入されます。

今回策定する総合整備計画は、地区は阿波町の伊沢谷辺地、計画期間は平成28年度から平成30年度までの3カ年としており、施設名及び計画事業費は、施設名は一ノ瀬引地線改良舗装工事、契約事業費は8,000万円となっております。

なお、この辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、徳島県と協議を行い、同意を得ているところであります。

以上、議案第90号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（木村松雄君） 補足説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、12月9日午前10時より一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時32分 散会